

【岐阜県】特定不妊治療を受けている方へ

岐阜県特定不妊治療費助成金の申請はお早めに！

○特定不妊治療費については令和4年4月1日から保険適用となったため、助成事業は、令和4年度限りで終了です。

○対象となる治療は、下記のとおりです。

- ・年度をまたぐ治療で令和5年3月31日までに終了した治療
- ・終了していない年度をまたぐ治療で令和5年3月31日までの治療分

○できるだけ早く申請書を提出してください。

令和4年度の特定不妊治療費助成金の申請期限は、令和5年1月31日までに治療が終了した分は令和5年3月31日(金)まで、2月1日から3月31日に治療が終了した分、3月31日までの治療分(治療は終了していない)は5月31日(水)までとなっております。やむを得ない場合は、令和5年3月31日(金)までに下記の保健所等へ必ずご連絡ください。

特定不妊治療の治療終了日が令和5年2月～3月までの方、または、令和5年3月31日までの治療分を申請する方も、できる限り速やかな特定不妊治療費助成金の申請にご協力ください。なお、上記の期限を過ぎると、助成することができません。

申請手続き等詳しくは、最寄りの県保健所(岐阜市在住の方は岐阜市子ども支援課)にお問い合わせください。

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課

やむを得ない場合とは

- ①医師による受診等証明書の作成が申請期限に間に合わない場合
- ②体調不良により、年度末までに書類が提出できない場合等

※いずれの場合も事前(令和5年3月31日まで)に、最寄りの保健所へご連絡ください。

事前にご連絡のない方につきましては、上記の取り扱いは致しかねますのでご注意ください。

岐阜保健所 058-380-3004 西濃保健所 0584-73-1111

関保健所 0575-33-4011 可茂保健所 0574-25-3111

東濃保健所 0572-23-1111 恵那保健所 0573-26-1111

飛騨保健所 0577-33-1111

岐阜市子ども支援課 058-214-2396

手続きに必要な書類は裏面をご覧ください。

○申請手続きに必要な書類(※岐阜市在住の方は岐阜市子ども支援課にご確認ください)

①岐阜県特定不妊治療費助成事業申請書

*令和3年7月13日より様式が変更しております。提出の際はご注意ください。

②岐阜県特定不妊治療費助成事業受診等証明書

*医療機関で証明を受けてください。

③特定不妊治療を受けた医療機関の領収書

*不足のないようご準備ください。確定申告で使用される場合はその旨受付時に申し出てください。

④ご夫婦の婚姻状況及び住所並びに過去の助成の後に出生した子の生年月日が確認できる書類(世帯全員の住民票)

*住民票は、夫及び妻の両方の記載があり、続柄・筆頭者・前住所等が省略されておらず、マイナンバーが記載されていないもの、また発行から3カ月以内のものの提出をお願いします。

⑤婚姻状況及び過去の助成の後に出生した子の生年月日を確認できる書類(戸籍謄本等)(初回申請、第2子以降のリセット申請の初回のみ、事実婚、いずれかに該当する場合)

*3か月以内の戸籍謄本の提出をお願いします。(事実婚の場合は、ご夫婦それぞれご提出をお願いします。)

*第2子以降のリセットの場合、子についても記載のあるものとしてください。

*夫婦ともに外国籍の場合は、住民票の写し及び婚姻を証明する書類(領事館、大使館、本国等で発行した公的なもの)の提出となります。

⑥事実婚関係に関する申立書(事実婚の場合のみ)

⑦ご夫婦それぞれの令和3年度 所得課税証明書(コロナ特例の対象者のみ)

*令和2年3月31日時点で39歳もしくは42歳であった方で、コロナの影響に対する時限的な取り扱いの対象とする場合。

◇岐阜県特定不妊治療費助成事業の各種様式は下記ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/126449.html>

◇不妊支援総合ポータル「こうのとりの援団ぎふ」

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3344.html>

